

難易度
中級

最新の裁判例からみた インターネット上の商標権侵害と対応策

～商標権侵害トラブルを回避するために～



2022.3.18(金) 13:30～16:30

講師：青木 博通 氏

ユアサハラ法律特許事務所
パートナー・弁理士

お申込みページ
QRコード



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 &
アーカイブ配信も実施(各講義翌日から1週間)



・聞き逃しても安心!期間内はなんども、再生速度を変更可能!

◆インターネットの発達により、ネット特有の商標の問題が顕在化するとともに、メタタグ（キーワード、ディスクリプション）、検索連動型広告、ハッシュタグ、ショッピングモールでの偽物販売、越境などの裁判例も多数出てきました。2022年中施行予定の改正商標法では、個人輸入も商標法の使用の定義に含まれることになり、模倣品の個人輸入が規制されることとなります。

◆インターネットを機能させるときに言葉をデータプロセッシングの対象とするため、商標の問題が顕在化してきます。また、ネット上のショッピングモール運営者は出店者をサポートするため、運営者の商標権侵害の責任が問題となります。

◆本講座では、まず、ネット上で使用されている商標、商品、役務についての適格な把握と商標の事前調査、出願の実務について説明し、次に、商標権侵害の基本的な説明を行い、その特異な態様としてのインターネット上の商標権侵害について、最新の裁判例を交えながら、条文に即して、分かりやすく解説します。

◆商標権侵害を判断する際に用いられる、「商標的使用」、「商標機能論」、「商標権の効力の制限」との関係についても、日米欧を比較して解説します。

◆本講座に参加することにより、リアルな世界にはない、ネット特有の商標問題の把握とその解決方法を身につけることができます。ネット上の商標権侵害トラブルに巻き込まれないように、本講座の受講をお勧めします。

この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。
この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2.5単位が認められる予定です。
(※zoomにてご参加下さい。アーカイブ視聴は単位認定対象外です。)

◆受講料：会員9,000円 一般10,500円(※税込)

◆申込： http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html

◆お問合せ先：(一社)発明推進協会 研修チーム
TEL 03 3502 5439

【解説内容】

1. インターネットに対応した商標法・不正競争防止法改正の歴史・概要
2. ネット上使用される商標は、どんな商品・役務に使用されているか。
3. ネット上使用されている表示で、商標に該当するものはどれか。
(1) 商標の種類から見た分類
(2) 使用行為から見た分類
4. どの商標をどの商品・役務について、調査・出願すればよいか。
(1) 注意すべきネット用語の登録例
5. 商標権侵害の要件
(1) ネット特有の商標の類似・取引の実情（階層性等）
(2) ネット特有の商品・役務の類似
(3) ネット上の商標の使用と「使用の定義」(2条3項)へのあてはめ
(4) 「商標的使用」、「商標機能論」、「商標権の効力の制限」との関係と日米欧の比較
(5) 改正商標法と模倣品の個人輸入の規制
6. ネット特有の商標権侵害の問題点（欧米の状況を含む）
(1) 2種類のメタタグの侵害の要否
(2) ハッシュタグ（#シャルマントサック事件）
(3) 検索連動型広告
(4) 越境
(5) ネット上の偽物販売
(6) ショッピングモール運営者の責任
(7) 新しい「混同」概念（購入後の混同、購買前の混同、逆混同）
(8) リンキング
(9) フレーミング
(10) ポップアップ広告
(11) マウストラップ
(12) 新しい商標
(13) 欧米の状況
7. ネット上の商標の使用と不使用取消審判
8. ネット上の商標の使用と不正競争防止法（ドメイン名等）
9. 対応策（WIPOの共同勧告を踏まえて）
10. ドメイン名紛争処理
11. 画像デザインの保護（商標法、意匠法、不競法、著作権法）